

地方自治法施行令の一部を改正する政令等について

地方自治法の一部を改正する法律の概要①

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする

（第252条の20第2項関係）

- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする

（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする

（第252条の21の2関係）

- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする

（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする

（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする

(第252条の2関係)

- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする

(第251条の3の2、第252条の2第7項関係)

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする

(第252条の16の2～第252条の16の4関係)

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する

(第260条の38、第260条の39関係)

5. 施行期日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日（平成28年4月1日）、2及び4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日（平成26年11月1日）

「連携中枢都市圏」の形成

内閣官房まち・ひと・しごと
創生本部事務局作成資料

施策概要・目的

2020年KPI

- 重複する都市圏域概念を新たな都市圏に統一
- 地域連携による経済・生活圏の形成を推進し、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくりを行う

- 地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、全ての対象都市圏が形成されるよう努める
- 地方版総合戦略を踏まえ、「連携中枢都市圏」の圏域数の目標を設定
- 地方公共団体自らは、国の総合戦略を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定

施策イメージ

名称	地方中枢拠点都市圏	高次地方都市連合	都市雇用圏	連携中枢都市圏
担当省	総務省	国土交通省	経済産業省	総務省・国土交通省・経済産業省
目的	地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携して、集約とネットワーク化の考え方にに基づき、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積」及び「生活関連機能サービスの向上」を積極的に果たすことにより、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成する	複数の地方都市等が、コンパクト化とネットワークの活用により、一定規模の人口を確保し、相互に各種高次都市機能を分担・連携	都市化や都市問題について研究するため、研究者及び政策担当者が幅広く利用できる新しい都市圏設定基準を提案	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する
市町村の連携手法	連携協約の締結	自治体同士の連携協約を条件とするか等の具体的な制度設計は今後の検討事項	—	「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用
実績	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中	なし	—	9圏域で先行的モデル構築事業を実施中
対象の条件等	61都市(圏) (①政令指定都市、新中核市、 ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満す都市を中心とする圏域)	60～70箇所程度(想定) (2010年時点で中心市人口10万人以上かつ交通1時間圏域人口30万人以上の都市圏が61箇所あるとの試算結果を踏まえ想定) (三大都市圏の11都府県を除く)	(1)中心都市をDID人口等によって設定 (2)郊外都市を中心都市への通勤率によって設定 等	来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定させる なお、現行「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)は対象とする

工程表(主要)

緊急的取組	27年度	28年度以降
○関係省庁の支援策(案)の明示	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討	○中心都市等への交付税措置 ○地域経済分析システムや人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供 ○補助事業採択における配慮 ○活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援

新たな広域連携モデル構築事業 委託団体

新たな広域連携とは

- ・ 人口減少社会においても、全国の市町村が、地方自治体として持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、近隣市町村との有機的な連携による活性化が必要。
- ・ そのため、地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- ・ この連携協約を活用し、連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を実現。

新たな広域連携モデル構築事業について

- ・ 新たな広域連携の取組を推進するため、国が積極的に支援して地方公共団体と共に先行的モデルを構築。
※ 平成26年度予算額 約1.3億円(委託費)
- ・ 平成27年度も、国としてさらに積極的に支援(平成27年度予算案2.0億円)。
- ・ 本事業を検証し、平成27年度から本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図る。

委託団体一覧

- ・ 連携中枢都市圏形成に向けた連携(9事業)
盛岡市、姫路市、倉敷市、広島市、福山市、下関市・北九州市、北九州市、熊本市、宮崎市
- ・ 条件不利地域における都道府県による市町村の補完(2事業)
鳥取県、大分県

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

①普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円)

②特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

3. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

4. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・辺地度点数の算定に当たって近傍の市役所等にかえて連携中枢都市までの距離を算定可能

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）を踏まえ、地方自治法施行令について所要の改正を行う。

1. 連携協約の制度の創設に関する事項（第174条の8関係）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）

- 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との間で連携協約（※）を締結することができ、連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。

※ 他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約

今回の改正

- 自治紛争処理委員による処理方策の提示を求めるときは、その旨を他の当事者である普通地方公共団体に通知する等、処理方策の提示に係る手続の細目を定める。

2. 一般競争入札の参加者の資格に関する事項（第167条の4第1項・第2項関係）

今回の改正

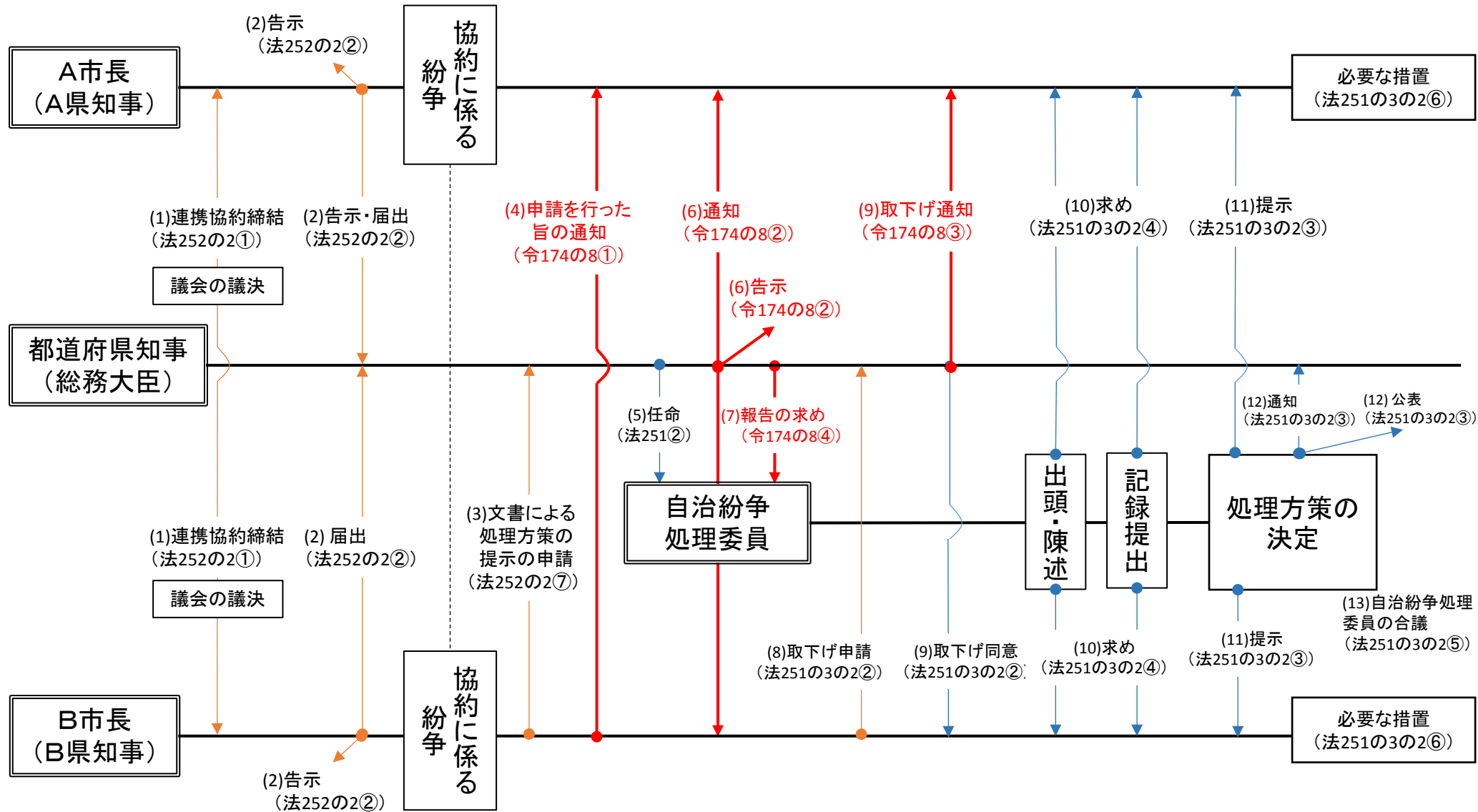
※平成25年の国の会計制度の改正内容を踏まえたもの。

- 地方公共団体が行う一般競争入札に参加させることができない者に、指定暴力団員等を追加する。
- 地方公共団体が行う一般競争入札に参加させないことができる者の要件として、以下の内容を追加する。
 - ・ 契約の履行に当たり、「その他の役務」（サービスの提供）を粗雑に行ったと認められるとき
 - ・ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったと認められるとき

3. 施行期日

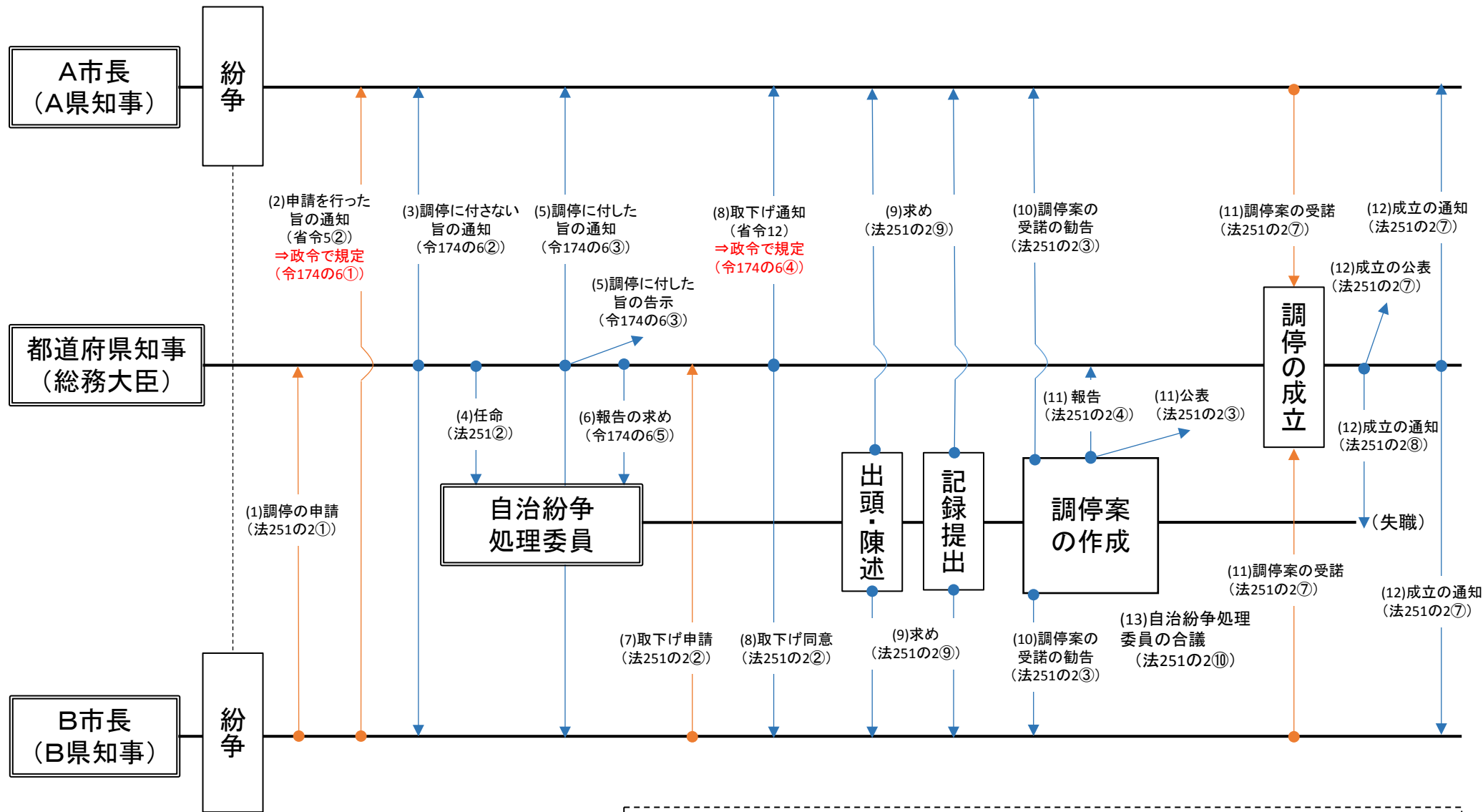
- 平成26年11月1日（地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行の日）

【連携協約関係】自治紛争処理委員による処理方策の提示の手続（フロー図）



※赤字は、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第345号)により新設した規定

【参考】自治紛争処理委員による調停の手続（フロー図）



【参考】調停の打ち切り

- ① 自治紛争処理委員は、調停による解決の見込みがないと認めるときは、都道府県知事の同意を得て、調停を打ち切り、事件の要点及び調停の経過を公表。(法251の2⑤)
- ② 自治紛争処理委員は、①により調停を打ち切ったときは、その旨を当事者に通知。(法251の2⑥)

※赤字は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第345号）により新設した規定

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第30号）

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）を踏まえ、地方自治法施行令等の関係政令について所要の改正を行う。

1. 指定都市制度の見直しに関する事項

○ 総合区制度の創設関係

- ・ 総合区に総合区会計管理者を置くこととする等、総合区について区と同様の規定を整備する。
- ・ 総合区長の解職の直接請求について、署名収集期間を2箇月とする等、副市長の解職の直接請求と同様の規定を整備する。
- ・ その他、総合区長の事務の引き継ぎに係る手続等、総合区について必要な規定を整備する。

○ 指定都市都道府県調整会議関係

- ・ 指定都市都道府県勧告調整委員の意見は、勧告の求めがあった日から90日以内に述べなければならないこととする等、指定都市と都道府県との協議に係る総務大臣の勧告の手続について必要な規定を整備する。

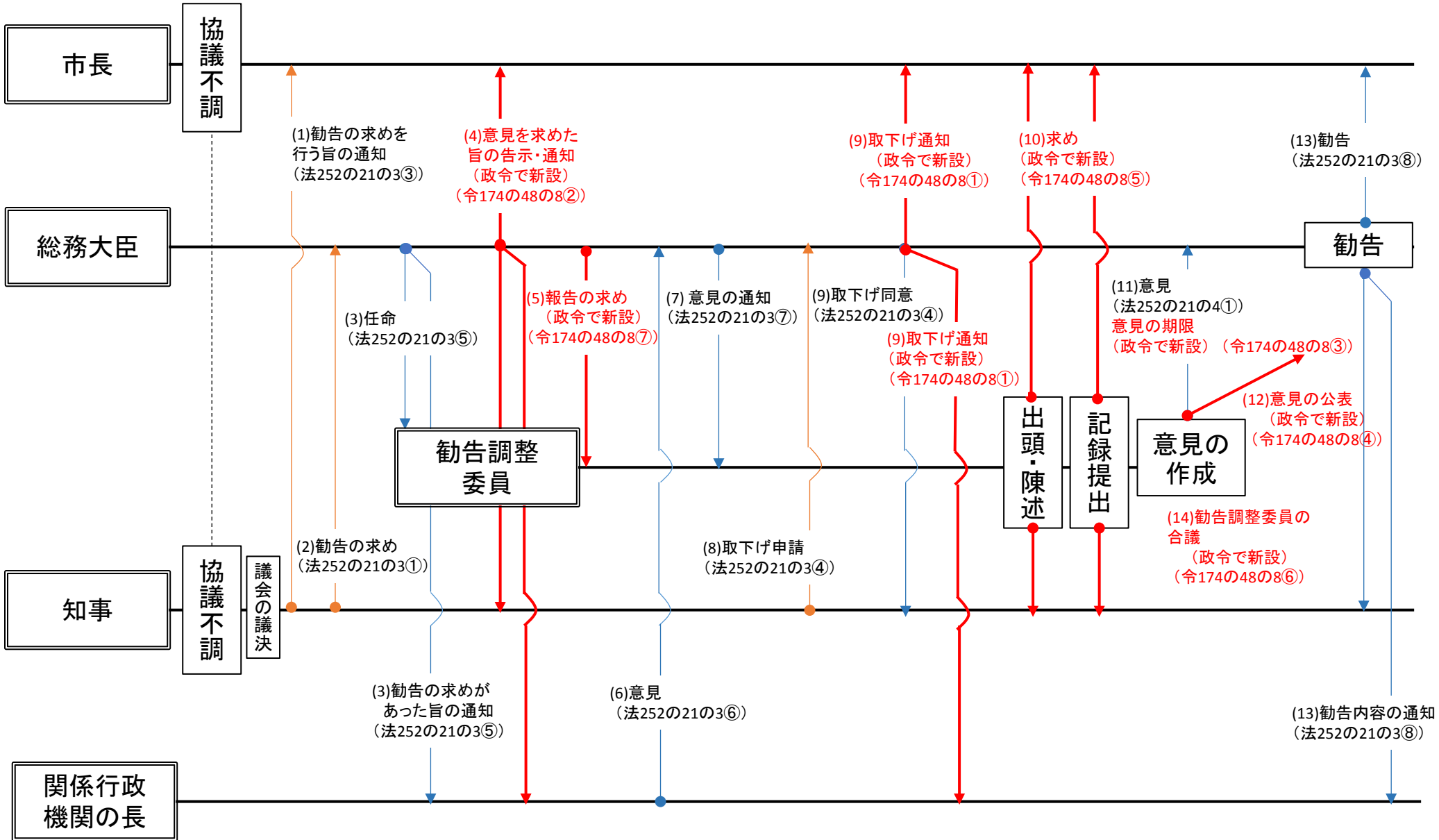
2. 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

- ・ 特例市の廃止に伴い、特例市に係る規定を削除するとともに、現在の特例市については特例市の事務を引き続き処理することができるよう必要な経過措置を設ける。

3. 施行期日

- 1.に関する事項：平成28年4月1日
- 2.に関する事項：平成27年4月1日

【指定都市都道府県調整会議関係】 総務大臣の勧告の手続（フロー図）



※赤字は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成27年政令第30号)により新設した規定